

登別市立図書館資料収集方針

(平成19年9月)

1. 目的

登別市立図書館は、図書館法及び登別市立図書館条例第4条第1項に定める業務を行うため、次のとおり資料収集方針を定める。

2. 資料収集方針

(1) 基本方針

- ① 『図書館の自由に関する宣言』及び『図書館員の倫理綱領』に沿って自由、公平、かつ偏見なく資料の収集を行う。
- ② 市民の要求と関心、及び社会的動向を把握し資料収集を行うものとする。
- ③ この収集方針を公開し、市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書構成とする。

(2) 種類及び範囲

図書、逐次刊行物、視聴覚資料等とし、国内で出版等されている各分野を広範囲に収集する。また、必要に応じ国外の資料も収集する。

(3) 選択

市民の要求や読書傾向、所蔵資料の内容、著者、発行所、内容、形態、書誌的価値等を検討し収集する。

(4) 収集方法

購入及び寄贈等による。

(5) 補充

亡失、毀損等による資料の補充は必要に応じて行う。

3. 資料選定基準

(1) 総則

- ① すべての分野にわたり、入門書、実用書、概説書については収集の対象とし、専門書においても利用対象、社会情勢・動向を考慮し、内容を吟味して収集する。
- ② 法律、制度の改廃や新しい技術、ルール等社会的動向や時代の変化に対応し選定する。
- ③ 次に挙げる内容の図書は、収集に十分留意するとともに取り扱いに配慮する。
 - (ア) 差別を助長する恐れのあるもの。
 - (イ) 人権やプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
 - (ウ) 明らかに間違った内容を記載してあるもの。
 - (エ) 内容が極めて高度な専門書で研究者や専門家を対象とした資料。
 - (オ) 他人の生命・名誉・財産等に損害を与え、かつ社会的に悪影響を及ぼすと思われる資料。
 - (カ) 新興宗教など評価の定まらない団体の著書。

4. 分野別収集基準

(1) 一般・学生図書

- ① 中学生後期以上、一般成人を対象とし、一般教養、調査研究、実用、娯楽などに必要な資料で、基礎的なものから必要に応じて専門的なものまで幅広く収集する。
- ② 新刊を中心に、各分野の古典や基本書、入門書など内容を検討のうえ収集する。
- ③ 文化的、経済的、社会的領域への新しい興味を開くような資料とともに、市民の要求や興味に合った資料を収集する。
- ④ 普遍的な価値のあるものと新刊の最良書とともに収集する。
- ⑤ 収集方針からはずれる高度な内容であり、利用が特定されるものや、主題がマニアックで一般的な利用が見込めないものは、他の図書館との相互貸借や、北海道立図書館のリクエスト制度、また、寄贈等の手段を利用し、利用者の要求を満たす努力をする。
- ⑥ 登別市の産業構造を考慮し、観光事業をはじめ関連する資料については積極

的に収集する。

(2) 児童書

- ① 幼児から中学生前期までを対象とし、児童の想像力を高め、豊かな心を育み、知識を高めることができる資料を収集する。
- ② 児童が、それぞれの年齢に応じて読書の楽しみを発見できる資料を収集する。
- ③ 普遍的な価値のあるものと新刊の最良書をともに収集する。
- ④ 内容はもとよりタイトル、製本、装丁、色彩にも十分に配慮して収集する。
- ⑤ 児童・生徒の学習活動を支援できるような資料を収集する。

(3) 参考図書

- ① あらゆる分野にわたり最新のもの、学術的、書誌的に価値のあるものから収集する。
- ② 市民の調査、研究活動に役立つ資料を幅広く収集する。
- ③ 蔵書目録、索引等は必要に応じ収集する。

(4) 郷土資料

- ① 登別市を中心に道内の資料を重点的に収集する。
- ② 地方行政資料は、登別市及び道内の行政機関等で発行する資料を収集する。

(5) 外国語資料

- ① 一般書及び児童書において、基本方針に沿った資料を収集する。
- ② 登別市と交流のある国や地域の資料は収集に努める。

(6) 逐次刊行物

- ① 新聞
全国紙、地方紙を含め収集する。
- ② 雑誌
(ア) 各分野における代表的なものを収集する。
(イ) 専門誌、娯楽誌等は、必要性及び利用度に応じて収集する。

(ウ) 漫画誌やコミック誌は、原則として収集しない。

(7) 視聴覚資料

- ① 日本図書館協会推薦資料など各ジャンルにおいて価値の高い資料を厳選する。
- ② 登別市の芸能、産業、文化等について収録されたものは積極的に収集する。

(8) その他

- ① 中学生、高校生を対象にした資料は積極的に収集する。
- ② 予約の多い図書については、内容により複本を用意することができる。
- ③ 寄贈図書は、内容、出版年、利用度、保存状態を十分考慮して選定の後、受け入れる。
- ④ 法令を除き原則として加除式資料は収集しない。
- ⑤ リクエスト図書であっても収集方針にそぐわない物は収集しない。

5. 収集対象外資料

次の資料は基本的に収集しない。

- (1) 試験問題集、学習参考書、各種教材
- (2) 現行の教科書、教師用指導書
- (3) 好事家が趣味とする高価なもの
- (4) 新興宗教の個々の布教書
- (5) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (6) ゲーム等の攻略本など

6. 資料選定の参考資料

資料の選択にあたっては次の資料を参考にする。

- (1) 新刊書等出版情報案内
- (2) 出版社の発行する解説目録やパンフレット
- (3) 刊行物展示会、または見本による見計らい
- (4) 新聞や雑誌の書評及び広告
- (5) その他